

## 平成 29 年度 丹後地域保健医療協議会について (丹後地域医療構想調整会議含む)

### 1 目 的

京都府保健医療計画及び丹後地域の計画（30～35年度の6箇年）の改定、京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の推進にあたり、課題や対策を明らかにし、関係機関との協議、連携を目的として、丹後地域保健医療協議会・丹後地域医療構想調整会議を併せた形式で開催する。

### 2 開催内容、スケジュール

参加団体等	丹後域保健医療協議会及び丹後地域医療構想調整会議に参集の関係団体等（別紙名簿のとおり）
開催日、内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回：8月30日（今回）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・5疾病・5事業、地域包括ケア等について丹後圏域の課題や対策等を協議</li> <li>（協議内容を京都府医療審議会計画部会に報告、府保健医療計画に反映していく）</li> <li>・地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）について</li> </ul> </li>   <li>●第2回：11月頃           <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府医療審議会（計画部会等）から示された府計画中間案についての協議</li> <li>・地域計画として「丹後の課題の対策」をとりまとめ</li> </ul> </li> </ul>
府計画のスケジュール	<p><b>【京都府医療審議会における府計画策定スケジール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～12月 各地域協議会の検討結果を保健医療計画中間案に反映。中間案を府議会に報告。パブリックコメント、市町村・関係団体への意見照会を行う。</li> <li>・翌2月 保健医療計画答申、議会報告</li> <li>・ 3月 保健医療計画策定</li> </ul>

### 3 その他

合同会議により、地域保健医療協議会、地域医療構想調整会議とも団体参加形式とする。



## 地域保健医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域の実情に応じた保健医療サービスを総合的、計画的に推進するため2次医療圏ごとに、地域の保健医療に関する審議を行うことを目的として、地域保健医療協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 地域協議会は、前条の目的を達成させるため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の保健医療の計画的な推進に関すること。
- (2) 地域における医療連携の推進に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる団体等に属する者で構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 保健医療を受ける立場にある者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

### (座長)

第4条 地域協議会に座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により選出する。
- 3 座長は、地域協議会を招集し、会議の意見を取りまとめる。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、参加者の過半数の出席で開くことができる。

- 2 座長が必要と認める場合は、会議の参加者以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、別表の保健所（広域振興局健康福祉部）に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

別表（第6条関係）

地 域 协 議 会	事務局設置保健所（広域振興局健康福祉部）
丹後地域保健医療協議会	丹後保健所(丹後広域振興局健康福祉部)
中丹地域保健医療協議会	中丹東保健所(中丹広域振興局健康福祉部) 中丹西保健所(中丹広域振興局健康福祉部)
南丹地域保健医療協議会	南丹保健所(南丹広域振興局健康福祉部)
京都・乙訓地域保健医療協議会	乙訓保健所(山城広域振興局健康福祉部)
山城北地域保健医療協議会	山城北保健所(山城広域振興局健康福祉部)
山城南地域保健医療協議会	山城南保健所(山城広域振興局健康福祉部)

## 地域医療構想調整会議設置要綱

### (目的)

第1条 高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中、将来、その地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を達成するための方策を協議することを目的として、原則として2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について医療関係者等への意見を聴取する。

- (1) 地域の病院、有床診療所が担うべき病床機能の分化・連携に関すること。
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 調整会議は、医療機関等の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることが重要であることから、参加人数、団体等については柔軟に対応する。

2 参加者は、次に掲げる団体等に属する者で構成する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 看護協会
- (5) 病院団体（公的・民間病院を含む）
- (6) 医療保険者協議会
- (7) 介護福祉施設
- (8) 行政関係者
- (9) その他目的達成のため必要な団体等

### (議長)

第4条 調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、参加者の互選により選出する。
- 3 議長は、調整会議を招集する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 議長が必要と認める場合は、会議の参加者以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 広域的な病床の機能分化・連携が求められる場合には、他の調整会議との合同開催

など柔軟に対応する。

3 特定の議題等に関する事項を聴取する場合には、専門部会やワーキンググループを設置することができる。

4 調整会議は、原則公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営等に関する情報を扱う場合等は非公開とすることができます。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、別表の保健所等（地方振興局健康福祉部）に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	事務局設置保健所等（地方振興局健康福祉部）
丹後地域医療構想調整会議	丹後保健所（丹後広域振興局健康福祉部）
中丹地域医療構想調整会議	中丹東保健所（中丹広域振興局健康福祉部） 中丹西保健所（中丹広域振興局健康福祉部）
南丹地域医療構想調整会議	南丹保健所（南丹広域振興局健康福祉部）
京都・乙訓地域医療構想調整会議	
京都市域地域医療構想調整会議	健康福祉部医療課
乙訓地域医療構想調整会議	乙訓保健所（山城広域振興局健康福祉部）
山城北地域医療構想調整会議	山城北保健所（山城広域振興局健康福祉部）
山城南地域医療構想調整会議	山城南保健所（山城広域振興局健康福祉部）